

鷹巣阿仁地域合併協議会の調整内容

協 議 事 項	生活環境事業について	関係項目	廃棄物減量等推進審議会・ 一般廃棄物処理実施計画
調 整 の 内 容	<p>1.生活環境政策については、各町の条例等に沿って行われているため、4町に共通して設置されている条例もしくは類似した規則等がある場合は調整し、合併時に新市に引き継ぐものとする。</p> <p>2.単町のみ(環境に関する)条例等の場合については廃止し、必要に応じ新市において新たに制定するものとする。</p> <p>3.地方自治の原点である「自分のことは自分で」を基本に検討した。</p>		

説 明 資 料					
区 分	鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整方針の 具体的内容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
廃棄物減量等 推進審議会	鷹巣町廃棄物減量等推進審議会	合川町廃棄物減量等推進審議会	森吉町廃棄物減量等推進審議会	阿仁町廃棄物減量等推進審議会	現行のとおり新市に引き継ぎ、条例を見直し、合併後、調整を図る。
【組 織】	有識者、住民、事業者、廃棄物処理・再生業者10名以内	有識者、各種団体等の代表者、事業者等10名以内	有識者、各種団体等の代表者、事業者等10名以内	有識者、住民、事業者、廃棄物処理・再生業者10名以内	
【任 期】	2年	2年	2年	2年	
一般廃棄物処理 実施計画	計画期間 1年間 ・家庭系一般廃棄物処理実施計画 ・し尿及び浄化槽汚泥の一般廃棄物処理実施計画 ・水洗化、生活排水処理実施計画	計画期間 1年間 ・家庭系一般廃棄物処理実施計画 ・し尿及び浄化槽汚泥の一般廃棄物処理実施計画 ・水洗化、生活排水処理実施計画	計画期間 1年間 ・家庭系一般廃棄物処理実施計画 ・し尿及び浄化槽汚泥の一般廃棄物処理実施計画 ・水洗化、生活排水処理実施計画	計画期間 1年間 ・家庭系一般廃棄物処理実施計画 ・し尿及び浄化槽汚泥の一般廃棄物処理実施計画 ・水洗化、生活排水処理実施計画	新市において新たに設置する。

鷹巣阿仁地域合併協議会の調整内容

協 議 事 項	生活環境事業について	関係項目	分別回収事業・一般廃棄物収集等業務
---------	------------	------	-------------------

説 明 資 料					
区 分	鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整方針の 具体的内容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
分別回収事業 【分別回収方式】	可燃ごみ：袋回収 不燃ごみ (プラスチック類)：袋回収 (金属、割物類)：コンテナ ビン類：コンテナ 缶 類：コンテナ ペットボトル：ネット 白色トレイ：ネット 紙パック：コンテナ 古 紙：紙紐で結ぶ	可燃ごみ：袋回収 不燃ごみ (その他)：袋回収 (金属類)：袋回収 ビン類：コンテナ・ネット 缶 類：コンテナ・ネット ペットボトル：コンテナ・ネット 白色トレイ：コンテナ・ネット 紙パック：コンテナ 古 紙：紙ひもで結ぶ	可燃ごみ：袋回収 不燃ごみ (その他)：袋回収 (金属類)：袋回収 ビン類：コンテナ・ネット 缶 類：コンテナ・ネット ペットボトル：コンテナ・ネット 白色トレイ：コンテナ・ネット 紙パック：コンテナ 古 紙：紙ひもで結ぶ	可燃ごみ：袋回収 不燃ごみ (その他)：袋回収 (金属類)：袋回収 ビン類：コンテナ・ネット 缶 類：コンテナ・ネット ペットボトル：コンテナ・ネット 白色トレイ：コンテナ・ネット 紙パック：コンテナ 古 紙：紙ひもで結ぶ	現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において策定する一般廃棄物処理実施計画に基づき調整する。
一般廃棄物収集等業務 【収集体制】	業者委託	森吉町外二カ町村生活環境施設組合	森吉町外二カ町村生活環境施設組合	業者委託	現行のとおり新市に引継ぎ、合併後統一するよう調整を図る。 森吉町と合川町については一部事務組合(森吉町外二カ町村環境施設組合)が収集しているため、その構成町村に協議を委ねる
【収集回数】	可燃ごみ 週2回 不燃ごみ (プラスチック類) 月3回 (金属、割れ物類) 月1回 資源ごみ 各種類 月2回 粗大ごみ 随時 有料	可燃ごみ (4月～9月)週2回 (10月～3月)週1回 不燃ごみ (その他) 月3回 (金属ガラス類) 月1回 資源ごみ 各種類 月1回 粗大ごみ 年2回 無料	可燃ごみ (4月～9月)週2回 (10月～3月)週1回 不燃ごみ (その他) 月3回 (金属ガラス類) 月1回 資源ごみ 各種類 月1回 粗大ごみ 年2回 無料	可燃ごみ 週2回 不燃ごみ (プラスチック類) 月2回 (金属類) 月2回 資源ごみ 各種類 月2回 粗大ごみ 年4回 無料	

鷹巣阿仁地域合併協議会の調整内容

協 議 事 項	生活環境事業について	関係項目	一般廃棄物収集運搬等許可業務・ 浄化槽清掃許可業務
---------	------------	------	------------------------------

説 明 資 料					
区 分	鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整方針の 具体的内容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
一般廃棄物収集運搬等許可業務					許可業者の区域割りについては、当面の間現行どおりとし、合併後、新市において調整する。 一般廃棄物収集運搬等許可手数料については、現行のとおりに新市に引き継ぐ。(第5回協議会で確認済み)
【許可申請手数料】					
・一般廃棄物収集運搬等許可	5,000 円	5,000 円	5,000 円	5,000 円	
・一般廃棄物処分業者許可	5,000 円	5,000 円	5,000 円	5,000 円	
・浄化槽清掃業許可	5,000 円	5,000 円	5,000 円	5,000 円	
・一般廃棄物収集運搬等の範囲の変更許可	5,000 円	5,000 円	5,000 円	5,000 円	
・一般廃棄物処分業者の範囲の変更許可	5,000 円	5,000 円	5,000 円	5,000 円	
・許可証の再交付	3,000 円	3,000 円	3,000 円	3,000 円	
【許可業者数】	14 社	11 社	11 社	7 社	
浄化槽清掃許可業務					許可業者の区割りについては、現行どおり新市に引き継ぐ。 浄化槽清掃許可手数料については、合川町・森吉町の例により合併時に統一する。(第5回協議会で確認済み)
【許可申請手数料】					
・浄化槽清掃業許可	5,000 円	5,000 円	5,000 円	5,000 円	
・浄化槽清掃業社範囲変更許可		5,000 円	5,000 円		
・許可証の再交付	3,000 円	3,000 円	3,000 円	3,000 円	
【許可業者数】	1 社	1 社	2 社	1 社	

鷹巣阿仁地域合併協議会の調整内容

協 議 事 項	生活環境事業について	関係項目	環境保全関連の指導啓発事業・ 不法投棄ごみ防止事業
---------	------------	------	------------------------------

説 明 資 料					
区 分	鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整方針の 具体的内容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
環境保全関連の指導・ 啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみポイ捨て禁止看板設置 ・犬フン持ち帰り看板設置 ・春・秋一斉刈りアップ ・稲わら等の屋外燃焼行為 禁止広報 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみポイ捨て禁止看板設置 ・犬フン持ち帰り看板設置 ・春・秋一斉刈りアップ ・稲わら等の屋外燃焼行為 禁止広報 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみポイ捨て禁止看板設置 ・犬フン持ち帰り看板設置 ・春・秋一斉刈りアップ ・稲わら等の屋外燃焼行為 禁止広報 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみポイ捨て禁止看板設置 ・犬フン持ち帰り看板設置 ・春・秋一斉刈りアップ ・稲わら等の屋外燃焼行為 禁止広報 	現行のとおり新市に引き継ぐ。
不法投棄ごみ防止事業					不法投棄ごみ防止事業については、各町とも同一の事業内容のため、現行のとおり新市に引き継ぐ。 不法投棄監視員への報酬等については、合併時までに統一する。
【実施方法】	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄禁止看板の設置 ・広報による啓発 ・不法投棄監視員、一般町民からの通報により、現場確認を行い、不法投棄者を判明できる物があれば原状回復させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄禁止看板の設置 ・広報による啓発 ・不法投棄監視員、一般町民からの通報により、現場確認を行い、不法投棄者を判明できる物があれば原状回復させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄禁止看板の設置 ・広報による啓発 ・不法投棄監視員、一般町民からの通報により、現場確認を行い、不法投棄者を判明できる物があれば原状回復させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄禁止看板の設置 ・広報による啓発 ・不法投棄監視員、一般町民からの通報により、現場確認を行い、不法投棄者を判明できる物があれば原状回復させる。 	
【監視員数】	<ul style="list-style-type: none"> ・町内7地域から1~2名 委嘱 7名(定数は10名) 	<ul style="list-style-type: none"> ・町内5地域から1名委嘱 5名 	<ul style="list-style-type: none"> ・町内3地域から1名委嘱 3名 	<ul style="list-style-type: none"> ・町内5地域から1名委嘱 5名 	
【報酬等】	<ul style="list-style-type: none"> ・謝礼金として 24,000円/年 	<ul style="list-style-type: none"> ・謝礼金として 35,000円/年 	<ul style="list-style-type: none"> ・報酬として 50,000円/年 	<ul style="list-style-type: none"> ・謝礼金として 20,000円/年 ・車借上料として 8,000円/年 	

鷹巣阿仁地域合併協議会の調整内容

協 議 事 項	生活環境事業について	関係項目	環境基本計画の策定・環境保全審議会・大掃除の実施
---------	------------	------	--------------------------

説 明 資 料					
区 分	鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整方針の 具体的内容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
環境基本計画の策定					
【策定状況】	平成 15 年 11 月策定開始 平成 17 年 3 月完成予定	策定時期未定	策定時期未定	策定時期未定	鷹巣町の環境基本計画は、合併後廃止し、新市において検討する。
【主要事業】	町民アンケート 事業者アンケート 小中学生アンケート 町民ワーキンググループ の立ち上げ				
環境保全審議会	鷹巣町環境保全審議会	該当なし	該当なし	該当なし	鷹巣町の環境保全審議会は、合併後廃止し、新市において検討する。
【組 織】	公募町民 8 名				
【任 期】	2 年				
【報酬等】	6,500 円 / 回				
大掃除の実施	実施なし	年 2 回 (春・秋) 実施	実施なし	実施なし	合川町の大掃除は、合併時に廃止する。

鷹巣阿仁地域合併協議会の調整内容

協 議 事 項	生活環境事業について	関係項目	環境保全団体・ごみ袋販売委託業務
---------	------------	------	------------------

説 明 資 料					
区 分	鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整方針の 具体的内容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
環境保全団体					現行のとおり新市に引き継ぎ、 合併後、調整を図る。
【名 称】	該当なし	合川町衛生指導員協議会	森吉町環境衛生協力員	阿仁町環境衛生協議会	
【組 織】		60名以内(全集落より選出)	70自治会から各1名選出 (70名)	30自治会より各1名推薦 (30名)	
【報酬等】		謝礼として5,000円/年	均等割額 3,000円 世帯数 × 70円	報酬なし	
ごみ袋販売委託業務	鷹巣町農業協同組合に業務移管し、年間売上高の5%を手数料として支払う。	合川町ゴミ袋販売互助会で実施。	森吉町商工会に業務委託し、年間10万円を支払う。	業務委託なし	当面の間現行のとおりとし、合併後、新市において販売方法を調整する。

鷹巣阿仁地域合併協議会の調整内容

協 議 事 項	生活環境事業について	関係項目	最終処分場事業・ごみ減量等推進事業
---------	------------	------	-------------------

説 明 資 料					
区 分	鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整方針の 具体的内容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
最終処分場事業					
【管 理】	・町(町営埋立地)	・森吉町外二カ町村生活環境施設組合(長下処分場)	・森吉町外二カ町村生活環境施設組合(長下処分場)	休止中	鷹巣町・阿仁町の施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 合川町・森吉町については、一部事務組合の構成町村に委ねる。 搬入手数料については、合併時までに調整する。 (第5回協議会で確認済み)
【搬入手数料】	・運搬車両別 1t車未満 510円 1~2t車未満 1,020円 2~4t車未満 2,040円 4~6t車未満 4,070円 6t車以上 6,120円	・処分物重量別 粗大ごみ 100kg 300円 解体材 100kg 600円	・処分物重量別 粗大ごみ 100kg 300円 解体材 100kg 600円		
ごみ減量等推進事業	婦人会等関係団体の取り組みによる買い物袋持参運動(マイ・バック)の普及	ごみを活かす合川町民会議と連携し、運動を展開 買い物袋持参 EMボカづくり講習会開催 講演会の実施	婦人会の取り組みによる買い物袋持参運動を展開	婦人会の取り組みによる買い物袋持参運動の普及	各町の現行の団体組織を新市に引き継ぎ、合併後、調整を図る。

鷹巣阿仁地域合併協議会の調整内容

協 議 事 項	生活環境事業について	関係項目	生ごみ処理機購入費助成事業・ ごみ集積所設置補助事業
---------	------------	------	-------------------------------

説 明 資 料					
区 分	鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調 整 方 針 の 具 体 的 内 容
	鷹 巣 町	合 川 町	森 吉 町	阿 仁 町	
生ごみ処理機購入費助成事業	電気生ごみ処理機購入者がその領収書と品質保証書を持って申請。	事業なし	生ごみ処理容器購入者がその領収書を持って申請。	事業なし	鷹巣町の例により合併時に統一する。
	家庭用電気生ごみ処理機 1世帯1台6,000円 補助		家庭用生ごみ処理容器 処理機購入額の50% 補助 1台につき 上限10,000円		
	実績 6台 36,000円		実績 1台 10,000円		
ごみ集積所設置補助事業	事業なし	《ごみ集積所設置補助》 補助金額(新規設置のみ) 設置費用の1/2 (限度額50,000円)	事業なし	《ごみ集積所設置補助》 補助金額 設置費用の1/2 (限度額なし)	合併時に廃止の方向で検討する。
		実績 3台 150,000円		実績 なし	
				《ごみ集積所修理補助》 補助金額 (限度額15,000円) 実績 17台 200,673円	

鷹巣阿仁地域合併協議会の調整内容

協 議 事 項	生活環境事業について	関係項目	墓地管理事業
---------	------------	------	--------

説 明 資 料					
区 分	鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整方針の 具体的内容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
墓地管理事業					
【管理体制】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鷹巣町 (個人管理による賃金払いとして おり、年間40万位の支払) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合川町 ・ 烏屋岱墓園は墓地管理委員 を9名委嘱 (謝礼金 5,000円/年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 墓地なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 阿仁町 (委託費 年間330,000円) 	<p>町営墓地については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>永代使用料及び墓地管理手数料については、現行のとおりとする。 (第5回協議会で確認済み)</p>
【管理区画】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 石ノ巻岱墓園(942区画) 規制墓地区画(5㎡) 640区画 自由墓地区画(6.25)302区画 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 烏屋岱墓園(298区画) (A区画) 188区画 (B区画5.2㎡) 110区画 ・ 合川町松ヶ丘墓園 (2.2㎡) 32区画 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 大阿仁地区墓園公園(232区画) 規制墓地区画(4㎡)105区画 自由墓地区画(4㎡)127区画 	
【永代使用料(購入時)】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規制墓地 100,000円 ・ 自由墓地 125,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 烏屋岱墓園 100,000円 ・ 松ヶ丘墓園 130,000円 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 規制墓地 210,000円 ・ 自由墓地 210,000円 	
【墓地管理手数料(年額)】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1区画 1,050円 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 烏屋岱墓園 300円 ・ 松ヶ丘墓園 300円 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 1区画 2,100円 	

鷹巣阿仁地域合併協議会の調整内容

協 議 事 項	生活環境事業について	関係項目	防犯対策
---------	------------	------	------

説 明 資 料					
区 分	鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整方針の 具体的内容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
防犯対策					
防犯指導隊	鷹巣町防犯指導隊	合川町防犯指導隊	森吉町防犯指導員隊	阿仁町防犯指導員隊	新市において合併時に統合する。 定数は、隊長1名、副隊長3名、隊員45名以内の合計49名以内とする。 報酬及び費用弁償は、鷹巣町の例による
【定数】	25名以内 <small>(隊長1、副隊長2、隊員22名以内)</small>	8名以内 <small>(隊長1、副隊長1、隊員6名以内)</small>	8名以内 <small>(隊長1、副隊長1、隊員6名以内)</small>	8名以内 <small>(隊長1、副隊長1、隊員6名以内)</small>	
【任期】	2年	2年	2年	2年	
【報酬】	40,000円/年	40,000円/年	24,000円/年	31,200円/年	
【費用弁償】	1,500円/月	2,000円/回	2,200円/日		
防犯協会	鷹巣町防犯協会	合川町防犯協会	森吉町防犯協会	阿仁町防犯協会	体制については、合併時まで調整を図る。 補助金については、合併後に調整を図る。
【委員数】	7支部 237名	46名	17名	34名	
【補助金額】	320,000円	200,000円	50,000円	40,000円	
防犯灯	452基	不詳	102基	173基	防犯灯は、新市に引き継ぐこととし、設置補助については、新市において調整を図る。
【設置補助】	自治組織・商店会等に助成 工事費実額の25%以内	工事費実額の100%	自治会に補助 1灯当り15,000円を上限 工事費実額の50% 支柱を必要とする場合は 1灯当り30,000円を上限 工事費実額の50%	自治会等に補助 (街路灯) 工事費実額の50% (防犯灯) 工事費実額の100%	

鷹巣阿仁地域合併協議会の調整内容

協 議 事 項	生活環境事業について	関係項目	交通安全対策
---------	------------	------	--------

説 明 資 料					
区 分	鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整方針の 具体的内容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
交通安全対策					
交通指導隊	鷹巣町交通指導隊	合川町交通指導隊	森吉町交通指導隊	阿仁町交通指導隊	新市において合併時に統合する。 定数は、隊長1名、副隊長3名、隊員51名以内の合計55名以内とする。 報酬及び費用弁償は、鷹巣町の例による。
【定 数】	25名以内 <small>((隊長1、副隊長2、隊員22名以内))</small>	10名以内 <small>(隊長1、副隊長1、隊員6名以内)</small>	10名以内 <small>(隊長1、副隊長1、隊員6名以内)</small>	10名以内 <small>(隊長1、副隊長1、隊員6名以内)</small>	
【任 期】	2年	2年	2年	2年	
【報 酬】	80,000円/年	40,000円/年	40,000円/年	47,000円/年	
【費用弁償】	1,500円/月	2,200円/回	2,000円/回	費用弁償なし	
交通安全母の会	鷹巣町交通安全母の会	合川町交通安全母の会	森吉町交通安全母の会	阿仁町交通安全母の会	
【会員構成】	婦人組織及び賛同する母親	婦人会及び協賛する母親	婦人会及び協賛する母親	婦人会と保育所の父母の会	
【会 員 数】	8支部 1,500名	1,150名	800名	530名	

内 容	
協議会名 ()内は新市名称	調整内容
秋田県内の合併協議会の事例 仁賀保町・金浦町・象潟町合併協議会 (にかほ市)	<p>(1) 廃棄物処理計画等については、新市において新計画を策定する。</p> <p>(2) ゴミステーション整備費補助金については、象潟町の例による。</p> <p>(3) 生ゴミ堆肥化補助事業のコンポストについては、象潟町の例による。電動生ゴミ処理機については、仁賀保町の例による。</p> <p>(4) 公害対策事業については、象潟町の例による。</p> <p>(5) ゴミ分別、ゴミ収集事業については、現行のとおりとする。</p> <p>(6) 交通安全対策事業については、新市において調整する。但し、チャイルドシート購入補助については、仁賀保町の例による。</p> <p>(7) 防犯対策事業については、新市において調整する。</p>
本荘由利一市七町合併協議会 (由利本荘市)	<p>環境対策事業</p> <p>(1) 法令に基づき公害調査を新市において現行のとおり実施する。</p> <p>(2) 現行の公害防止に関する協定については、新市に引き継ぎ、新市において協定を結ぶ。</p> <p>(3) し尿処理については、現行のとおり本荘由利広域市町村圏組合の共同処理事務として実施するよう調整を図る。</p> <p>(4) 火葬場については、現在の施設を新市に引き継ぐものとする。使用料は、本荘市の例により統合する。</p> <p>ごみ収集運搬業務事業</p> <p>(1) ごみ収集業務については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において必要な調整を図る。ただし、粗大ごみ収集については、業者委託による個別収集を基本として新市において調整を図る。</p> <p>(2) 現行の清掃手数料は廃止し、新市において新たな制度の導入を図る。</p> <p>(3) ごみ処理施設は新市に引き継ぎ、新市においてごみ処理計画を策定し施設整備の調整を図る。</p> <p>(4) 資源ごみの分別収集については、現行のとおり新市に引き継ぎ、分別収集品目の拡大も含めて新市において調整を図る。</p> <p>交通関係事業</p> <p>(1) 交通指導隊及び防犯指導態については、新市において新たに組織する。</p>

説明資料

内 容		
協議会名 ()内は新市名称	調整内容	
秋田県内の合併協議会の事例	<p>千畑町・六郷町・仙南村合併協議会 (美郷町)</p> <p>生活環境事業の取扱いについては、次のとおりとする。 1. 一般廃棄物収集運搬体制については、平成17年度から統一する。 2. 生ゴミ処理機購入に対する補助を、平成17年度から仙南村の例により実施する。 3. 合併後、公共施設のISO14001認証取得の拡充を図る。 4. 犬の登録事務については、現行のとおりとする。</p> <p>交通関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。 1. 交通安全対策事業については、合併時に統一する。 2. 交通指導隊は、合併時に統合する。</p>	確認
	<p>大曲仙北合併協議会 (大山市)</p> <p>環境衛生事業 1. 直営の火葬場、公営墓地は新市に引き継ぐ。 ・西仙北町営火葬場は現行のまま新市に引き継ぐ。使用料は大曲仙北広域市町村圏組合と同額とする。 ・公営墓地は現行どおり新市に引き継ぐ。管理手数料、管理委託については合併後格差を是正していく。 2. 環境衛生事業は清潔な環境を保つよう調整に努める。 ・衛生害虫駆除は住民の要望に応じ、必要な地区に現行どおり対応していく。 ・狂犬病予防事務は現行のとおり新市に引き継ぐ。犬登録管理システムを構築し住民サービスを図る。</p> <p>交通安全事業 1. 交通安全対策を協議する組織を新たに設置し、新市において交通安全計画を策定する。 ・合併時に交通安全対策会議を新たに設置する。その下に現市町村単位の交通安全対策協議会又は交通安全対策幹事を置く。 ・交通安全計画は、件の計画と整合性を図りながら、新市において速やかに策定する。 ・新市においても交通安全啓発事業を実施する。事業内容は交通安全対策会議で決定する。 ・交通安全施設は全て新市に引き継ぐ。 2. 交通指導隊は合併時再編することとし、交通安全母の会は現組織を母体に合併後新たな組織を設置する。 ・交通指導隊は現在の定員数で合併時に再編する。任期を2年とし、隊長1名、副隊長8名を置き、班長制は廃止する。 ・報酬等については「特別職の身分の取扱い」において調整する。 ・交通安全母の会は、現在の組織を母体に合併後新しい組織を結成する。</p>	確認

説明資料	
内 容	
協議会名 ()内は新市名称	調整内容

秋田県内の合併協議会の事例	田沢湖・角館・西木合併協議会	<p>環境対策事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 環境対策事務及び事業については、再編に向けて次の区分により調整する。 <ol style="list-style-type: none"> 現行のとおり新市に引き継ぐもの。 新市において調整するもの。 環境保全の推進については、新市において新たな基本計画を策定する。 なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。 ごみ収集運搬業務事業については、事業の一元化に向け調整するものとする。 <ol style="list-style-type: none"> ごみ分別・収集については、現行の通り新市に引き継ぐものとする。ただし、収集区域、分別方式及び収集回数については、新市一般廃棄物処理計画を策定の上、調整する。 ごみ処理に関する諸制度については、合併時まで調整する。 ごみ処理に関する施設については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 <p>交通安全事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 交通安全計画については、新市において新計画を策定する。 なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を引き継ぎ運用する。 その他の交通安全事業については、新市において調整する。 	確認
	湯沢雄勝合併協議会 (湯沢市)	<p>環境対策事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 環境調査事業については、新市において調査地点を定め実施する。 環境審議会については、合併後早期に設置する。 環境基本計画・廃棄物処理計画等については、合併後に計画を策定する。 一般廃棄物処理については、合併時まで統一できるように調整を図る。 ごみ集積所については、現行のとおりとする。 一般廃棄物集積所整備助成については、当面、雄勝町の例を基本に存続させ、生ごみ処理器購入助成については、合併時に廃止する。 指定ごみ袋については、合併時まで統一を図る。 し尿・浄化槽汚泥処理については、現行を基本として実施できるよう調整を図る。 <p>交通安全・防犯事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 交通安全対策会議は合併後に新たに設置し、新市において交通安全計画を策定する。 交通指導隊は合併時に再編し、交通安全推進員は合併時に廃止する。 生活安全推進協議会は、合併後に新たに設置する。 防犯指導隊は、合併時に再編する。 	確認
説明資料			
		内 容	

	協議会名 ()内は新市名称	調整内容	
秋田県内の合併協議会の事例	天王町・昭和町・飯田川町合併協議会 (潟上市)	<p>環境対策事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 生ごみ堆肥化補助事業については、平成17年度から天王町の例により実施する。 2. 廃棄物減量等推進委員会、廃棄物減量等推進協議会及び環境審議会については、新市において設置する。 3. 公害対策事業については、新市において実施する。 4. 廃棄物処理計画等については、新市において策定する。 5. し尿処理については、当面現行のとおりとする。 6. 合併後、公共施設のISO14001認証取得に努めるものとする。 7. 犬の登録事務については、現行のとおりとする。 8. 一般廃棄物収集運搬体制については、平成17年度から統一する。 9. ごみ袋等の取扱いについては、当面現行のとおりとし、新市において販売方法を調整する。 <p>交通関係事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 交通安全対策協議会、交通指導隊については、新市において設置する。 2. チャイルドシート購入補助については、天王町の例による。 3. 防犯指導隊員については、新市において設置する。 4. 既存防犯灯は新市で管理する。新規防犯灯に係る受益者負担金については合併時まで調整する。 	確認
	秋田市・河辺町・雄和町合併協議会 (秋田市)	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。 ただし、環境モニタリング調査は、合併翌年度から統一する。 ・ごみ処理事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。 ただし、ごみの収集方法は、合併翌年度から統一する。 また、一般廃棄物収集運搬業の許可区域は、許可期限まで現行どおりとする。 ・し尿処理事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。 ただし、河辺町の合併浄化槽設置整備事業については、当分の間現行どおりとする。 また、一般廃棄物(し尿)収集運搬業の許可区域および浄化槽清掃業の許可区域は、許可期限まで現行どおりとする。 ・交通安全事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。 	確認

説明資料

内 容

	協議会名 ()内は新市名称	調整内容	
秋 田 県 内 の 合 併 協 議 会 の 事 例	横手平鹿合併協議会		
	五城目町・八郎潟町・井川町合併協議会		
	大館市・田代町合併協議会		
	男鹿市若美町合併協議会		
	能代山本市町村合併協議会		